



認定薬剤疫学家 (Certified Pharmacoepidemiologist) 制度細則

第1条 認定薬剤疫学家の認定試験受験資格

1. 会員歴3年以上であること

会員歴はすべて個人会員歴（学生会員歴を含む）とし、賛助会員歴は含まれない。
申請時点で会員であり、連続して会員歴3年を有することとし、3年目の会費が納入された時点で会員歴3年とみなす。

2. 認定薬剤疫学家に関する実績

実績としては、薬剤疫学研究に関与したことを示す書類を提出する。

第2条 認定薬剤疫学家の認定試験実施時期

毎年1回、原則として5月に実施する。

第3条 認定薬剤疫学家の認定試験の受験料および認定料

受験料は10,000円、認定料は20,000円とする。

第4条 認定資格の更新

2016年まで過渡的措置による認定を受けた者も含め、認定資格の更新は5年ごとに行う。

更新要件は、5年間継続して本学会の会員であること、及び、5年間に新たに別表に示す50ポイント以上を取得していることとする。

なお、申請されたポイントを資格更新の単位として認めるか否かは認定・教育委員会が判断する。

過渡的措置により認定されたPVSについては、認定薬剤疫学家に変更する。

更新料は2万円とする。

第5条 認定資格更新の保留

認定更新時に取得した単位が、所定のポイント（50ポイント）に満たない場合、更新の保留を希望する者に対して、申請により最長3年間の保留を認める。

ただし、保留期間中は認定薬剤疫学家を呼称することはできない。

第6条 認定薬剤疫学家の認定試験受験時及び認定資格更新時の提出書類

1. 認定薬剤疫学家の認定試験受験時

1) 願書



- 2) 履歴書
- 3) 薬剤疫学の実績に関する書類

2. 認定薬剤疫学家の認定資格更新時

所定のポイントに関する書類を提出する。ただし、前年度までの会費を全納していること。

第7条 この細則の変更は認定・教育委員会が検討し理事会が承認する。

制定 平成24年11月12日
改訂 平成28年11月18日
改訂 平成29年10月18日
改訂 平成30年3月13日
改訂 令和3年11月26日
改訂 令和5年1月30日